

第12章 国際関係業務

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対して執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。我が国が署名・締結した独占禁止協力協定は、第1表のとおりである。

また、公正取引委員会は、競争当局間の協力・連携の強化に向けて、競争当局間の協力に関する覚書等を締結しており、令和5年度も外国の競争当局との覚書の署名に向けた交渉を行った。

第1表 我が国が署名・締結した独占禁止協力協定

協定名	状況
日米独占禁止協力協定	平成11年10月署名 平成11年10月発効
日欧州共同体独占禁止協力協定	平成15年7月署名 平成15年8月発効
日加独占禁止協力協定	平成17年9月署名 平成17年10月発効

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。令和5年度における協議の開催状況は、第2表のとおりである。

第2表 令和5年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
EU	令和5年4月28日 東京	欧州委員会
フランス	令和5年7月20日 東京	フランス競争委員会
インド	令和5年7月21日 東京	インド競争委員会
韓国	令和5年9月5日 韓国・ソウル	韓国公正取引委員会

第3 経済連携協定等への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。

競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。令和5年度においては、インド太平洋経済枠組み（I P E F）の締結交渉等に参加した。我が国がこれまでに署名・締結した発効済み経済連携協定のうち、第3表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第3表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 平成20年12月発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効

協定名	状況
日・オーストラリア経済連携協定	平成 26 年 7 月署名 平成 27 年 1 月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成 27 年 2 月署名 平成 28 年 6 月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP 協定）	平成 30 年 3 月署名（注 4） 平成 30 年 12 月発効（注 5）
日・EU 経済連携協定	平成 30 年 7 月署名 平成 31 年 2 月発効
日・英包括的経済連携協定	令和 2 年 10 月署名 令和 3 年 1 月発効
地域的な包括的経済連携協定（RCEP 協定）	令和 2 年 11 月署名（注 6） 令和 4 年 1 月発効（注 7）

（注 1）平成 19 年 3 月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年 9 月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注 2）平成 20 年 4 月に我が国及び全 ASEAN 加盟国の署名が完了した。

（注 3）平成 20 年 12 月に、我が国、シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーについて発効した。その後、平成 21 年 1 月にブルネイ、同年 2 月にマレーシア、同年 6 月にタイ、同年 12 月にカンボジア、平成 22 年 3 月にインドネシア、同年 7 月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

（注 4）平成 30 年 3 月、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムにより署名された。その後、令和 5 年 7 月に、英国の加入に関する議定書が署名された。

（注 5）平成 30 年 12 月に、我が国、オーストラリア、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール及びベトナムについて発効した。その後、令和 3 年 9 月にペルー、令和 4 年 11 月にマレーシア、令和 5 年 2 月にチリ、同年 7 月にブルネイについてそれぞれ発効した。

（注 6）令和 2 年 11 月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドにより署名された。

（注 7）令和 4 年 1 月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドについて発効した。その後、令和 4 年 2 月に韓国、同年 3 月にマレーシア、令和 5 年 1 月にインドネシア、同年 6 月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

第 4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）

(1) ICN の概要

ICN は、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり、令和 5 年度末現在、133か国・地域から145の競争当局が加盟している。また、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（NGA：Non-Governmental Advisors）も ICN に参加している。

ICN は、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その活動全体が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICN の設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

また、公正取引委員会委員が、令和5年6月に、I C NとO E C D競争委員会の活動内容の調整役に就任した。同調整役は、I C N及びO E C D競争委員会の会合に出席し、相互の活動内容を報告・共有するなどにより、両者の活動内容の重複を防ぐ役割を果たしている。

I C Nは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにI C Nの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、ウェブ会議、質問票、各国・地域の競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、令和2年5月から令和5年10月まで単独行為作業部会の共同議長を務め、同月からはアドボカシー作業部会の共同議長代行を務めている。

また、I C Nは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催している。第22回年次総会は、令和5年10月にスペイン・バルセロナにおいて開催され、公正取引委員会委員及び事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

令和5年度における主な会議の開催状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和5年度におけるI C Nの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
チーフ・シニアエコノミストワークショップ	令和5年5月30日～31日	ノルウェー・ベルゲン
第22回年次総会	令和5年10月18日～20日	スペイン・バルセロナ
アドボカシーワークショップ	令和6年2月22日～23日	ケニア・ナイロビ
技術者フォーラム	令和6年3月25日～26日	米国・ワシントンDC

(2) 各作業部会の活動状況

令和5年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念等について検討を行う一般的枠組みサブグループ（S G 1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（S G 2）が設置されている。

令和5年度、S G 1においては、「リニエンシー制度の実務」及び「事件審査における検査妨害」をテーマとしたオンラインセミナーが開催され、公正取引委員会事務総局の職員が参加した。

また、S G 2において、公正取引委員会は、平成27年に当委員会の主導により設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」について、引き続きその運用を行った。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の取れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

令和5年度、同作業部会においては、「企業結合審査に関して推奨される慣行」のうち、「非水平型企業結合」の章の作成作業が行われ、公正取引委員会は原案に対して意見の提出を行った。また、「企業結合審査の手法」をテーマとしたオンラインセミナーが開催され、当委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

さらに、公正取引委員会は、平成24年に当委員会の主導により同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について、引き続きその運用を行った。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

令和5年度、同作業部会においては、「支配的地位の濫用に対する緊急的な執行ツール」に係るプロジェクトに基づくアンケート調査が行われ、公正取引委員会からも、我が国の法制度や執行経験について報告した。また、「単独行為に係る競争当局間の協力」をテーマとしたオンラインセミナーが開催され、当委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、アドボカシー活動（競争唱導・提言）の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

令和5年度、同作業部会においては、世界銀行との共催で、各競争当局のアドボカシー活動の成功例に関する2023年アドボカシーコンテストが開催され、第22回年次総会において授賞式が行われたところ、「競争政策を通じた気候変動課題の解決支援」をテーマとするカテゴリにおいて、公正取引委員会の応募事例である「包括的な競争政策上の取組を通じたGX支援」が、最も優れた取組に選定されて優勝した。

また、第22回年次総会以降、公正取引委員会は、共同議長代行を務めるとともに、「競争当局と規制当局との相互作用プロジェクト」を主導している。

さらに、令和6年2月、アドボカシーワークショップがケニア・ナイロビにおいて開催され、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

令和5年度、同作業部会においては、競争当局が明確な目標や戦略を定め、その進捗や有効性を評価する際のベストプラクティスや経験に焦点を当てる「有効性の計

画、監視、測定」に係るプロジェクトに基づくアンケート調査が行われ、公正取引委員会は、当委員会の経験等について報告した。

また、令和5年5月、チーフ・シニアエコノミストワークショップがノルウェー・ベルゲンにおいて開催され、公正取引委員会事務総局の職員が参加した。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP : Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、本会合のほか、その下に各種の作業部会を設け、随時会合を行っている。また、競争委員会の各種会合に加え、OECD加盟国以外の国・地域の参加が可能な競争に関するグローバルフォーラムや、アジア太平洋地域の競争当局を対象としたハイレベル会合も随時開催されている。令和5年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第5表参照）であり、公正取引委員会からは、委員等が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第5表 令和5年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
令和5年6月12日～16日	第140回本会合、第75回第2作業部会（競争と規制）、第137回第3作業部会（協力と執行）
令和5年12月4日～8日	第141回本会合、第76回第2作業部会（競争と規制）、第138回第3作業部会（協力と執行）、第22回競争に関するグローバルフォーラム、第8回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

(注) 前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

- (2) 令和5年6月の第140回本会合においては、①「アルゴリズムと競争」に係るラウンドテーブル、②「消費者厚生基準」に係るラウンドテーブル、③「循環経済における競争」に係るラウンドテーブル、④「デジタル分野の企業結合に係る競争制限のメカニズム」に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の第141回本会合においては、①「競争とイノベーションー競争法執行におけるイノベーションの機能」に係るラウンドテーブル、②「連続買収及びロールアップ」に係るラウンドテーブル、③「競争法執行における市場外の効率性」に係るラウンドテーブル等が行われた。

- (3) 競争委員会に属する各作業部会、競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和5年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、令和5年6月の会合において、「競争法による介入の利点に関する評価と説明」に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の会合においては、「競争とプロスポーツ」に係るラウンドテーブル等が行われた。

イ 第3作業部会では、令和5年6月の会合において、「将来の効果的なリニエンシー制度：捕捉と抑止の推進」に係るラウンドテーブル等が行われた。また、同年12月の会合においては、「競争当局の最適な設計、組織及び権限」に係るラウンドテーブル等が行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラム（令和5年12月）においては、①「グローバル化から地域化へ」に係る議論、②「リニエンス制度の代替手段」に係るラウンドテーブル、③「カルテル審査における経済学的証拠の活用」に係るラウンドテーブル、④「企業結合の問題解消措置の事後評価」に係るラウンドテーブル等が行われた。

エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合（令和5年12月）においては、「競争政策と環境の考慮」に関する議論等が行われた。

3 G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット

公正取引委員会は、令和5年11月、東京において、内閣官房デジタル市場競争本部事務局と連携して、G7の競争当局（注1）及び政策立案者（ポリシーメイカー）（注2）（以下まとめて「G7の競争当局等」という。）のトップ等が出席する「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」を開催した（注3）。

同サミットでは、公正取引委員会委員長が議長を務めるとともに、当委員会事務総局の幹部が出席した。同サミットにおいては、①デジタル分野における競争当局にとっての優先事項・課題及びアプローチ、②デジタルの競争分野における政策取組と枠組の最新状況、③デジタル分野の競争における法律・規制手段の立案及び執行に係る共通の問題や課題、並びに④活動の場を広げるビッグテックにどう対処するかといった議題について、議論が行われた。

G7の競争当局等は、同サミットにおいて「デジタル競争コミュニケ」を採択した。当該コミュニケでは、デジタル市場における競争を促進し維持するための取組、新たな技術により生じ得る競争上の懸念への取組等についての考え方が示されている。

また、同サミットの開催に当たり、G7の競争当局及びその他の競争当局（注4）は共同で、「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約（コンペンディウム）」を更新した。

（注1）競争・市場保護委員会（イタリア）、競争委員会（フランス）、連邦カルテル庁（ドイツ）、競争局（カナダ）、競争・市場庁（英国）、司法省反トラスト局（米国）、連邦取引委員会（米国）、競争総局（欧州委員会）及び公正取引委員会（日本）が参加。

（注2）連邦経済・気候保護省（ドイツ）、イノベーション・科学経済開発省（カナダ）、科学・イノベーション・技術省（英国）、ビジネス・通商省（英国）、コミュニケーションネットワーク・コンテンツと技術総局（欧州委員会）及び内閣官房デジタル市場競争本部事務局（日本）が参加。

（注3）G7の競争当局及び政策立案者に加えてOECDも参加。

（注4）令和3年のG7エンフォーサーズサミットに招待された、競争・消費者委員会（オーストラリア）、競争委員会（インド）、公正取引委員会（韓国）及び競争委員会（南アフリカ）のことをいう。

(詳細については令和5年11月8日報道発表資料「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミットの開催結果について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231108G7.html>



4 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域等における競争当局のトップ等が一堂に会し、その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域等における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、法曹界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

令和5年度においては、公正取引委員会は、令和5年7月にタイ・バンコクにおいてタイの競争当局等との共催により、第18回東アジア競争政策トップ会合及び第15回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

5 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、競争政策・競争法グループ（CPLG）が設置されている。公正取引委員会は、平成28年1月からCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和5年度においては、公正取引委員会事務総局の職員が、令和5年9月に開催された「デジタル経済及びデジタル市場における競争を改善するための政策及び手段に関するバーチャルセミナー」のうち、「データの収集及び分析から生ずる弊害やリスクに取り組むための競争当局と規制当局の協力」に係るセッションにスピーカーとして参加した。また、令和6年3月にペルー・リマで開催されたCPLG会合において、デジタル市場に関する取組を含む我が国の競争政策の最近の動向について報告した。

6 国連貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTADにおいては、国際貿易、特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的として採択された「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則

と規則」(以下「原則と規則」という。)に基づき、そのような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、競争法・政策に関する政府間専門家会合が設置されている。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

令和5年度には、令和5年7月にスイス・ジュネーブにおいて第21回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合にスピーカーとして参加した。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の開発途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制の見直しや法執行の強化の動きが見られ、これらの国に対する技術支援の必要性は依然として高い。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、これらの国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、当委員会は、平成28年9月から日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用した技術支援プロジェクトを実施しており、我が国における研修やASEAN加盟国における現地ワークショップ等を開催している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) タイに対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年11月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてタイの競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和5年4月、同年5月、同年9月及び令和6年3月に、タイ・バンコクにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

(2) マレーシアに対する技術支援

公正取引委員会は、令和4年11月から、当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてマレーシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和5年9月及び令和6年3月、マレーシア・クアラルンプールにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。さらに、令和6年3月に、マレーシアの競争当局の職員に対してオンライン研修を実施した。

(3) 課題別研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。令和5年度においては、開発途上国7か国から7名の参加を得て、令和5年10月に東京及び近畿地区において実施した。

(4) その他の開発途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、令和6年2月、スリランカ・コロンボにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。また、当委員会は、同月にガーナ、ケニア、タンザニア及びナイジェリアの競争当局の職員等19名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

2 J A I Fを活用した技術支援

公正取引委員会は、平成28年9月に開始したJ A I Fを活用した技術支援プロジェクトを支援してきたところ、令和5年度においては、令和5年4月からタイの競争当局等の協力の下、当該プロジェクト第3期が開始された。

3 開発途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は、開発途上国に対する技術支援として、国際機関や外国政府が主催する東アジア等における競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員を積極的に参加させている。

第6 海外調査

公正取引委員会は、競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和5年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析及びウェブサイト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

公正取引委員会は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより当委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、当委員会の英文ウェブサイトに掲載している。令和5年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料等の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員長、委員、事務総局の幹部及び事務総局の職員を派遣するなどの活動を、第6表のとおり行った。

第6表 令和5年度における諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催する主要なセミナー等への派遣状況

期日	場所	会議	出席者
令和5年5月18日～19日	米国・ロサンゼルス	U S C / Analysis Group Global Antitrust/Competition Law Conference	委員

令和5年6月8日～9日	シンガポール	I B A Competition Mid-Year Conference	事務総局の幹部
令和5年7月21日	東京	I C C 競争法カンファレンス	委員長及び事務総局の職員
令和5年8月3日～4日	オーストラリア・ブリスベン	A C C C / A E R Regulatory Conference	委員
令和5年8月29日～30日	シンガポール	G C R Live Law Leaders Asia-Pacific	事務総局の職員
令和5年9月5日	韓国・ソウル	ソウル国際競争フォーラム	委員長
令和5年9月11日～12日	中国・南京	中国競争政策フォーラム	事務総局の幹部
令和5年9月20日～22日	米国・ニューヨーク	フォーダム競争研究所第50回年次会合	委員
令和5年10月26日	香港	Antitrust in Asia	事務総局の職員
令和5年11月5日	京都	アジア競争法フォーラム年次大会	委員
令和5年11月29日	東京	A B A 反トラスト法部会グローバル・セミナー・シリーズ東京	委員長、事務総局の幹部及び事務総局の職員
令和5年12月15日～17日	香港	Asia-Pacific Industrial Organisation Conference 2023	委員
令和6年1月11日	米国・パロアルト	The Tech Antitrust Conference	委員
令和6年3月11日	香港	HKUST-USC Digital Transformation Conference	委員